

第4章 勸告

第1 概 説

- 1 監視委員会は、検査又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、証券取引等の公正を確保するため行うべき行政処分その他の措置について大蔵大臣に勧告することができる（設置法第19条第1項）。

勧告内容を類型的に区分すると、

- (1) 証券会社等において、法令違反等が把握された場合に、行政処分等を求める勧告
 - (2) 自主規制機関において、証券会社等の法令違反等に対して、自主規制機関が権能を行使せずその他必要な措置を怠っていることが把握された場合に、自主規制機関自体の処分を求める勧告
 - (3) 証券会社等の法令違反等に対して、自主規制機関が必要な処分等を行っていない場合に、自主規制機関に処分等を行わせることを求める勧告
- などが挙げられる。

- 2 大蔵大臣は、監視委員会から勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない（設置法第19条第2項）。

また、監視委員会は、大蔵大臣に対し、勧告に基づいて採った措置について報告を求めることができる（設置法第19条第3項）。

勧告を受けた大蔵大臣は、監視委員会の検査結果等を踏まえ、改めて当事者に対する審問を経た上、適当と判断される場合には行政処分を命ずることとなる。

第 2 勧告の実施状況及び勧告に基づいて採られた措置

- 1 監視委員会は、本公表の対象期間において、検査の結果を踏まえ、大蔵大臣に対し、
 - (1) 行政処分及びその他の適切な措置を求める勧告を 1 件
 - (2) 適切な措置を求める勧告を 1 件行った。

- 2 監視委員会が行った勧告の内容及び勧告に基づいて採られた措置の内容は、以下のとおりである。

【事案 1】

- (1) 監視委員会の行った勧告の内容

監視委員会は、A証券株式会社を検査した結果、当該証券会社並びに当該証券会社の役員及び使用人に係る法令違反の事実が認められたので、平成4年12月22日、大蔵大臣に対して行政処分及びその他の適切な措置を行うよう勧告した。

勧告において指摘した事実関係は、以下のとおりである。

- 1 特別の利益提供を約した勧誘

- (1) 取締役第一事業法人部長（当時）は、平成元年2月から2年8月までの間、複数の顧客に対し有価証券の取引につき売買一任的取引を行っていたが、その後の株価下落から多額の含み損が発生したため、この含み損を表面化させないために、平成元年8月から2年10月にかけて、会社に無断で、顧客が時価を大幅に上回る価格により有価証券の直取引を行うことを仲介した。

これらの仲介の過程で、同部長は、買付けを行った複数の

顧客に対して、一定期間後に当該有価証券を時価を大幅に上回る価格で他の顧客へ転売することを約束した。

第一事業法人部長が行った一定期間後に当該有価証券を時価を大幅に上回る価格で他の顧客へ転売することを約束して勧誘する行為は、証券取引法（平成3年法律第96号（平成4年1月1日施行）施行前のもの。以下同じ。）第50条第1項第5号に基づく「証券会社の健全性の準則等に関する省令」（平成3年大蔵省令第55号（平成4年1月1日施行）施行前のもの。以下同じ。）第1条第2号に規定する「特別の利益を提供することを約して勧誘する行為」に該当すると認められる。

- (2) 会社は、上記第一事業法人部長の行為を平成2年10月に把握したが、会社の判断で、その後も、一部の取引について、買付けを行った顧客と他の顧客が時価を大幅に上回る価格で有価証券の直取引を行うことを仲介した。

これらの仲介の過程で、会社は、買付けを行った顧客に対して、当該有価証券を時価を大幅に上回る価格で他の顧客に転売することを約束した。

会社が行った当該有価証券を時価を大幅に上回る価格で他の顧客に転売することを約束して勧誘する行為は、証券取引法第50条第1項第5号に基づく「証券会社の健全性の準則等に関する省令」第1条第2号に規定する「特別の利益を提供することを約して勧誘する行為」に該当すると認められる。

2 不適正な取引の受託

- (1) 会社は、平成2年2月に国内転換社債を発行しているが、その後同転換社債の価格が下落し、含み損を抱えることとなった一部の顧客から苦情の申立てがなされた。会社はこれ

に一定の利益を提供せざるを得ないと判断し、このため、同転換社債について、あらかじめ他の顧客に売買の発注を依頼した上、同年4月東京証券取引所市場において、実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら、当該売買注文を受託、執行し、この結果形成された相場による同転換社債の取引を通じ、顧客に利益を供与した。

会社が行った上記受託行為は、証券取引法第50条第1項第5号に基づく「証券会社の健全性の準則等に関する省令」第1条第3号に規定する「作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買等の受託をする行為」に該当すると認められる。

(2) 上記の一連の行為は、当時の複数の役職員が関与したものである。

関係役職員が行った上記受託行為は、証券取引法第50条第1項第5号に基づく「証券会社の健全性の準則等に関する省令」第1条第3号に規定する「作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買等の受託をする行為」に該当すると認められる。

(2) 勧告に基づいて採られた措置の内容

平成5年3月2日、A証券株式会社に対して以下のような行政処分等の措置を採った旨、大蔵大臣より報告があった。

1 証券会社に対する処分

貴委員会が認定した事実に基づき、平成4年12月25日に当該証券会社に対し審問を行った結果、行政処分を相当とする法令違反が認められたので、12月28日に次のとおり業務停止を命じた。

- (1) 当該証券会社が、顧客に対して有価証券を一定期間後に時価を大幅に上回る価格で他の顧客に転売することを約束して勧誘した行為は、証券取引法（平成3年法律第96号（平成4年1月1日施行）施行前のもの。）第50条第1項第5号に基づく「証券会社の健全性の準則等に関する省令」（平成3年大蔵省令第55号（平成4年1月1日施行）施行前のもの。以下同じ。）第1条第2号に規定する「特別の利益を提供することを約して勧誘する行為」に該当すると認められたので、証券取引法（平成4年法律第73号（平成4年7月20日施行）施行後のもの。）第35条第1項の規定に基づき、平成5年1月11日から1月18日までの間、東京支店の第一事業法人部及び第二事業法人部の業務の停止を命じた。
- (2) 当該証券会社が、自社転換社債について、実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら、当該売買注文を受託、執行した行為は、証券取引法（平成3年法律第96号（平成4年1月1日施行）施行前のもの。）第50条第1項第5号に基づく「証券会社の健全性の準則等に関する省令」第1条第3号に規定する「作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買等の受託をする行為」に該当すると認められたので、証券取引法（平成4年法律第73号（平成4年7月20日施行）施行後のもの。）第35条第1項の規定に基づき、平成5年1月11日から2月5日までの間、転換社債フロント部の転換社債に係る自己売買業務の停止を命じた。

2 外務員に対する処分

- (1) 平成4年12月22日付をもって日本証券業協会会長に対し、

貴委員会より法令違反の事実が認められるとして勧告された当該証券会社の取締役第一事業法人部長（当時）他2名について、適切な措置を講ずるよう通知した。

- (2) 日本証券業協会は、大蔵省からの通知を受け、平成5年1月21日に当該証券会社に対して審問を行った上、2月1日付で証券取引法（平成4年法律第73号（平成4年7月20日施行）施行後のもの。）第64条の3第1項の規定に基づき、前記3名の者について、外務員登録の取り消し処分を行った。

3 その他の措置

- (1) 平成4年12月28日付をもって当該証券会社に対し、前記のような法令違反行為が繰り返されないよう速やかに以下の点について措置を講ずるとともに、健全な経営理念と適正な営業姿勢の確立に邁進するよう指示した。

- ① 本件につき責任の所在を明確にすること
- ② 内部管理体制の充実・強化を図ること
- ③ 役職員に対し、法令・諸規則の遵守の徹底を図ること

- (2) 当該証券会社は、大蔵省からの指示を受け、以下のような措置を採った。

- ① 責任の所在を明確にするため、社長以下役員12名の減俸を行う等の社内処分を実施。
- ② 内部管理体制の一層の充実、強化を図るため、
 - イ 法律の解釈等について組織としての対応を強化するための「法務部」を新設する。
 - ロ 法人部門に対する取引内容のチェック等を強化するため、法人管理部を監査本部の直接の指揮下とする
 - ハ チェック、監査という能動的な側面を明確にするため、

管理本部を「監査本部」に改める
ことを内容とする組織改正を実施。

- ③ 特別研修，全国部店長会議等を通じ，役職員に対して法令・諸規則の遵守を再徹底。

なお，自主規制機関においても，当該証券会社に対し以下のよう
な措置が採られている。

1 日本証券業協会は，平成5年1月26日付で当該証券会社に対し，以下のとおり定款第24条の規定に基づく処分及び同第25条の規定に基づく勧告を行った。

- (1) 定款第24条の規定に基づく処分

特別の利益提供を約した勧誘行為及び不適正な取引の受託行為について，過怠金1,000万円を賦課

- (2) 定款第25条の規定に基づく勧告

内部管理及び法令・諸規則等の遵守を徹底する社内体制の強化に取り組むこと

2 東京証券取引所は，当該証券会社に対し，以下のとおり定款第55条及び第50条第1項第9号の規定に基づく処分をそれぞれ平成5年1月6日付及び1月11日付で行った。

- (1) 定款第55条の規定に基づく処分

① 平成5年1月11日から1月18日まで，東京支店第一事業法人部及び第二事業法人部の業務に係る東京証券取引所の市場における有価証券の売買取引等（ただし，顧客の注文に基づく信用取引の決済を目的とする売買取引等を除く。）を停止

- ② 平成5年1月11日から2月5日まで、東京証券取引所の市場における転換社債に係る自己売買取引を停止
- (2) 定款第50条第1項第9号の規定に基づく処分
 - ① 特別の利益提供を約した勧誘行為について、過怠金500万円を賦課
 - ② 不適正な取引の受託行為について、過怠金500万円を賦課
- 3 他の証券取引所（新潟証券取引所及び広島証券取引所を除く。）は、平成5年1月6日付で当該証券会社に対し、それぞれの定款第55条の規定に基づき、上記2の(1)と同様の処分を実施した。

【事案2】

(1) 監視委員会の行った勧告の内容

監視委員会は、関東財務局長がB証券株式会社を検査した結果、当該証券会社の使用人に係る法令違反の事実が認められたので、平成5年6月18日、大蔵大臣に対して適切な措置を講ずるよう勧告した。

勧告において指摘した事実関係は、以下のとおりである。

○ 取引一任勘定取引の契約の締結

本店法人部次長（当時）は、担当顧客4名から株式の信用取引を受託するに際し、売買の別及び銘柄については顧客の個別の取引ごとの同意を得るものの、数及び価格については顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができる旨の契約を締結した上で、平成4年7月21日から9月18日までの間、取引を受託、執行した。

本店法人部次長が行った、株式の信用取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、数及び価格について定めることができることを内容とする契約を締結する行為は、証券取引法（昭和23年法律第25号）第50条第1項第3号に規定する「取引一任勘定取引の契約を締結する行為」に該当すると認められる。

(2) 勧告に基づいて採られた措置の内容

平成5年8月5日、B証券株式会社に対して以下のような措置を採った旨、大蔵大臣より報告があった。

○ 外務員に対する処分

1 平成5年6月18日付をもって日本証券業協会会長に対し、貴委員会より法令違反の事実が認められるとして勧告された当該証券会社の本店法人部次長（当時）について、適切な措置を講ずるよう通知した。

2 日本証券業協会は、大蔵省からの通知を受け、平成5年7月20日に、貴委員会が認定した事実に基づき当該証券会社に対し審問を行った結果、行政処分を相当とする法令違反が認められたので、7月30日付で、次のとおり前記の者について外務員の職務停止を命じた。

当該証券会社外務員が行った、株式の信用取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、数及び価格について定めることができることを内容とする契約を締結する行為は、証券取引法第50条第1項第3号に規定する「取引一任勘定取引の契約を締結する行為」に該当すると認められた

ので、証券取引法第64条の3第1項の規定に基づき、平成5年8月2日から8月15日までの2週間、当該外務員について外務員の職務の停止を命じた。